

### 3 農林漁業共同化資金

(貸付利率は令和6年11月18日現在)

融資対象事業	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	成育期間1年未満の魚類の購入 耐用年数を経過した20トン未満の漁船の取得 青年漁業者の技術習得 青年漁業者の住居の改善 その他農林漁業共同化事業
借受資格者	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	漁業者、漁業協同組合、漁業協同組合連合会 漁業者 青年漁業者 青年漁業者 漁業者、漁業協同組合、漁業協同組合連合会
貸付利率	1 漁業者 2 漁協等 3 青年漁業者	1.30% 1.30% 0.30% (金利は随時変動しますので、最新の金利は漁政課にお問い合わせください。)
償還期限等	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	4年以内 5年以内(2年以内の据置期間を含む) 5年以内(1年以内の据置期間を含む) 5年以内 5年以内
貸付限度額	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	事業費の80%以内 (青年漁業者は90%以内で400万円まで) 50万円 80万円 事業費の80%以内
その他	1 償還方法 2 取扱金融機関	元金均等償還 信漁連

相談窓口：愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

#### 農林漁業共同化資金の仕組み

